

農業者等による協議の結果の公表について

「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和2年4月1日付け元経営第3277号農林水産省経営局長通知）2-(2)-④及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年11月25日

延岡市長 読谷山 洋可



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

沖田第1地区（延岡市）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年11月25日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

（経営体数）

地区名	法人	個人	集落営農(任意組織)	計
沖田第1	1	18		19

4. 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
沖田第1	重点実施地区に指定し、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進め、将来的には農地シャッフルによる集約化に取り組む。

5. 地域農業の将来のあり方

地区名	取組事項
沖田第1	基盤整備事業で水田の大区画化や暗渠排水に取り組み、効率的な農業経営による「儲かる農業」の実現を目指す。